

必ず医療機関を受診しましょう

葛飾区特定健康診査・健康づくり健康診査の結果で、HbA1c が 7.0%以上の方へ

今年度の葛飾区特定健康診査または健康づくり健康診査の結果、糖尿病の可能性が高く医療機関の受診が必要な状態でした。HbA1c（ヘモグロビン・エーワンシー）が高い方は、血糖値の高い状態が続いており、たとえ自覚症状がなくても糖尿病が進行している可能性があります。

治療を始めることで、血管の動脈硬化の進行を抑えて合併症（糖尿病性腎症等）を予防し、より長く元気に生きることができます。

①かかりつけの医療機関(内科)を受診されている方

②かかりつけの医療機関(内科)がない方

下記の持ち物を持参し、①の方は受診中の医療機関へ、②の方は健康診査を受けた医療機関を受診しましょう。受診した際に、同封されているはがきの「糖尿病重症化予防事業 受診確認書」を医療機関にお渡しください。



○医療機関受診時の持ち物

- ・マイナ保険証、資格確認書
- ・保険診療のための医療費
- ・この通知と一緒に送りしている書類全部
- ・健診結果

葛飾区医師会特定保健指導相談室での糖尿病栄養指導をご希望の方は、同封の「糖尿病重症化予防事業同意書」を記入し、医療機関にお渡しください。

※区では、糖尿病合併症の発症や重症化を予防するために、早期受診・早期治療を勧奨する事業を実施しています。(糖尿病重症化予防事業)

〔 本通知をお送りした方に、葛飾区医師会の管理栄養士と保健師が、電話による受診確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。 〕

《栄養指導について》

葛飾区医師会 特定保健指導相談室
電話：03 (3691) 1971 FAX：03 (3691) 1972

《事業について》

葛飾区健康部（保健所）健康推進課
電話：03 (3602) 1268 FAX：03 (3602) 1298

受診勧奨はがき

医療機関 御中		整理番号
以下に記入の上、区へ返送してください。		
右上の「整理番号」欄で個人様を管理しておりますので、お名前・住所の記入は不要です。		
HbA1c 7.0%以上の方		
令和7年度実施 糖尿病重症化予防事業 受診確認書		
医療機関記入欄		受診日
受診した 医療機関		(このはがきを持参して受診した日)
		令和 年 月 日
受診結果を「」にチェック	<input type="checkbox"/>	1. 自院にて治療し、医師会で栄養指導します。
	<input type="checkbox"/>	2. 自院にて治療し、栄養指導します。
	<input type="checkbox"/>	3. 自院にて治療を行います。栄養指導はありません。
	<input type="checkbox"/>	4. 経過観察します。
	<input type="checkbox"/>	5. 他医療機関に紹介します。
その他記載事項があればご記入ください		
<input type="checkbox"/> 特定保健指導を実施します(特定健診の結果、対象の方は優先的に特定保健指導をご活用ください)。		

郵便はがき

1 2 5 8 7 9 0

料金受取人払

葛飾新宿局承認

2718

差出有効期間
令和9年11月
30日まで

(郵便切手は
いりません)

葛飾区健康部(保健所)
健康推進課
行

葛飾区青戸四丁目十五番十四号

HbA1c7.0%以上の方へ

糖尿病受診・栄養指導のススメ

医師会管理栄養士による栄養指導のご案内

葛飾区では、独自に葛飾区医師会特定保健指導相談室で糖尿病栄養指導を行っています。この案内が届いた方は、主治医（かかりつけ医）の紹介で、**無料の糖尿病の栄養指導**を葛飾区医師会特定保健指導相談室にて受けることができます。

栄養指導の予約を下記のⅠ又はⅡの方法でお申し込みください。

*受診中の病院で、すでに栄養指導を受けておられる方は対象外となります。

*葛飾区特定健康診査で特定保健指導の対象者は、**特定保健指導を優先的に**受けてください。

*手続きについての問い合わせは、特定保健指導相談室(下記の連絡先)にご連絡ください。

Ⅰ 本人が問い合わせる場合 医師会特定保健指導相談室へ連絡

- ①栄養指導を受けるための手続きの説明
- ②栄養指導日の仮予約

*かかりつけ医療機関受診（葛飾区内）

Ⅱ かかりつけ医療機関から（葛飾区内）

- ① 医師と相談、同意書記入
 - ② 医療機関より栄養指導の予約
- ※その場で予約できない場合は
ご本人様より予約できます。

葛飾区医師会での栄養指導（費用：無料）

- ① 原則として1年間
- ② 初回1時間程度、2回目以降は15～30分
- ③ 面談指導は原則3か月に1回、他の月は電話・メールによる栄養指導

葛飾区医師会での栄養指導時に持参するもの・・・

- ①マイナ保険証、資格確認書
- ②糖尿病重症化予防事業同意書（初回のみ）
- ③健診結果 ④糖尿病連携手帳やお薬手帳（お持ちの方）



●栄養指導予約連絡先

葛飾区医師会 特定保健指導相談室

住所 葛飾区立石 5-15-12

（葛飾区医師会館1階）

電話 03（3691）1971

FAX 03（3691）1972

この同意書は、かかりつけ医療機関で栄養指導を受ける場合は必要ありません。
医師会特定保健指導相談室で栄養指導を受ける場合に必要となります。

① 医師会提出用

糖尿病重症化予防事業同意書

葛飾区では、「糖尿病について知ることで、区民自らが健康管理できること」を目指し、糖尿病重症化予防事業を実施しています。

糖尿病は、生活習慣の改善と適切な治療を行えば、腎不全や失明などの合併症を防ぐことができ、健康寿命を伸ばすこともできます。

葛飾区と葛飾区医師会が協働して、治療と療養支援を行いますので、ぜひ、「糖尿病重症化予防事業」にご参加ください。

(1) 対象となる方

- ◆葛飾区特定健康診査または健康づくり健康診査を受け、HbA1c（ヘモグロビン・エーワンシー）が7.0%以上であること
かつ

- ◆区内のかかりつけ医のもとで治療を行う方

(2) 参加期間

原則として1年間

(3) 費用

葛飾区医師会の管理栄養士による栄養指導は無料です。また、医療機関での定期的な診療・検査などは保険診療で行われます（自己負担あり）。

私は、「葛飾区糖尿病重症化予防事業」について、医師より説明を受け、事業内容、費用について理解しました。また、葛飾区と葛飾区医師会が、検査結果と栄養指導等の内容について情報を共有し、協働して療養支援を行うことに同意します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (自署)

連絡先（電話番号） _____

実施医療機関名

- ①医師会提出用
- ②葛飾区用
- ③本人控
- ④医療機関控 4枚複写（右上表示）

(問い合わせ先) 葛飾区健康部 (保健所) 健康推進課 健康推進係

TEL 03 (3602) 1268